



元受文科高第7号の81

所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる  
事務所の所在地 兵庫県神戸市  
長田区西山町二丁目3番3号

法人の名称 学校法人 夙川学院

代表者の氏名 理事長 増谷昇

法人の目的又は  
その設置する学  
校（専修学校及  
び各種学校を  
含む。）の名称  
神戸教育短期大学  
夙川学院短期大学附属幼稚園  
神戸教育短期大学附属八尾ソレイユ認定こども園

上記の法人は、所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることを証明する。

令和2年4月1日

文部科学大臣 萩生田光

